

日本学生支援機構 貸与奨学金緊急・応急採用及び 給付奨学金家計急変採用の申込について

下記のとおり**災害**に遭った世帯の学生で家計が急変し、日本学生支援機構の奨学金を希望する学部1・2年生は、学生本人より学生支援課経済支援係まで申し出てください。

(学部3年生以上・大学院学生は、所属学部・研究科の奨学金担当係へ申し出てください。)

記

1. 対象者

・ 災害救助法適用地域の世帯の学生

※次項にて適用地域をご確認ください。

2. 災害内容、災害救助法適用地域及び適用日

下記リンクまたは右記 QR コードよりご参照ください。

日本学生支援機構ホームページ

▶▶ 1年以内の災害救助法適用地域

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>



※適用地域は今後増える可能性があります。随時、日本学生支援機構ホームページでご確認ください。

日本学生支援機構ホーム>奨学金>申込に関する手続き>被災・家計急変時の申込み手続き(家計急変採用、緊急・応急採用)>災害救助法適用地域>1年以内の災害救助法適用地域

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに、同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生も、適用地域に準じて取り扱われます。

3. 奨学金の種類等

各奨学金の制度については下記リンク先を参照ください。

①緊急採用 ⇒ 第一種奨学金（無利子）

②応急採用 ⇒ 第二種奨学金（有利子）



https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html

③家計急変採用（給付奨学金）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html



④JASSO 災害支援金（一時金）

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>



4. 提出書類

罹災証明書、及び各種奨学金案内にて指定されたもの

5. 書類請求・申請期限

家計急変事由発生月を起点とする各種期限は以下の通りです。

区分	書類請求期限	申請期限
家計急変採用	事由発生から 1 か月以内	事由発生から 3 か月以内
緊急・応急採用	事由発生から 8 か月以内	事由発生から 1 年以内
JASSO 支援金	事由発生から 4 か月以内	事由発生から 6 か月以内

6. 書類請求・お問い合わせ

【学部 1・2 年生】

教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係

電話：022-795-7816

メールアドレス：shogaku*grp.tohoku.ac.jp（*を@に置き換えてください。）

【学部 3 年生以上・大学院生】

所属学部・研究科の奨学金担当係までお問い合わせください。